

グループホーム栄華の里運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人英会（以下「事業者」という。）が開設する地域密着型認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護（介護予防にあっては要支援2）の状態にある利用者（認知に伴って著しい精神症状や行動異常がある者、急性期状態にある者のぞく。以下「利用者」という。）に対し、適正な共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、共同生活住居において、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう、家庭的な環境の下で、利用者の共同生活介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、及び地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の運営にあたっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 事業者は、サービスの質を向上するために、定期的に自己評価及び外部評価を実施して、その結果を公表するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行なう事業所の名称、所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 グループホーム 栄華の里
- 二 所在地 埼玉県児玉郡上里町大字三町2番地2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護従業者
常勤換算方法で3人以上
介護従業者は、共同生活介護を提供する。
- 三 計画作成担当者 1人
計画作成担当者は、共同生活介護計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する。

(利用定員及び居室数)

第5条 事業所の利用定員及び居室数は次のとおりとする。

- 一 定 員 9人
- 二 居室数 9室

(共同生活介護の内容)

第6条 事業者は、利用者に共同生活を送る住居を準備し、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活の世話及び利用者の趣味又は、嗜好に応じた活動の支援その他の共同生活介護を適切に提供する。

(共同生活介護の利用料その他の費用の額)

第7条 共同生活介護の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上で定められた額とする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受ける事が出来るものとする。

- 一 食材料費 料金表の通り (物価等の変動により異なります)
- 二 おむつ代 実 費
- 三 住居費 1ヶ月 23,500円

四 その他日常生活でも必要な費用 別紙料金表のとおり

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（入居にあたっての留意事項）

第8条 共同生活住居への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき認知状態であることを確認する。

- 2 利用者の症状により医療機関との連携を図り、医師等と連絡調整又は往診等で対応する。又、協力医療機関、協力歯科医療機関を定め、介護保険施設等と連携して、緊急時には速やかに必要な処置を行う。
- 3 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動制限を行なわない。

（衛生管理等）

第9条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

（協力医療機関等）

第11条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。

- 2 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次

に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- 3 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市町村長に届け出るものとする。
- 4 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 5 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
- 6 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
- 7 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 8 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

（苦情処理）

第12条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録するとともに、その原因を解明し、再発を防止するために必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村から

の質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を得る。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（身体拘束）

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者
に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研
修を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認
知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の
提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を
図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継
続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必
要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継
続計画の変更を行う。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第17条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向
上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの
質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定
期的に開催するものとする。

(運営推進会議の設置)

第18条 事業所は、利用者、地域の代表者等に対し、サービス内容を明らかにし、
サービスの質の確保を図り、連携体制を強化する為、運営推進会議を設置
するものとする。

- 一 運営推進会議の参加者は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市
町村の職員等で構成するものとする。
- 二 運営推進会議の開催は、おおむね2ヶ月に1回とする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支
援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格
を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基

礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人英会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成13年 4月13日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成19年 2月 1日から施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 11月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。